

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 39

処 分 名	建築行為等の制限の許可	
処 分 の 概 要	土地区画整理事業施行地区内において、建築行為等の申請が出された場合、松山市長は許可書を交付する。	
根 拠 法 令 名	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	
条 項	第76条第1項	
所 管 課	松山駅周辺整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間	計	14日
審 査 基 準	建築行為等の許可に関する事務取扱い要領により審査する。	
【根拠法令等】	<p>土地区画整理法 (建築行為等の制限) 第76条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>建築行為等の許可に関する事務取扱い要領 行政手続の公正及び透明性の確保のための審査基準の策定等について(平成11年12月区画整理課事務連絡)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

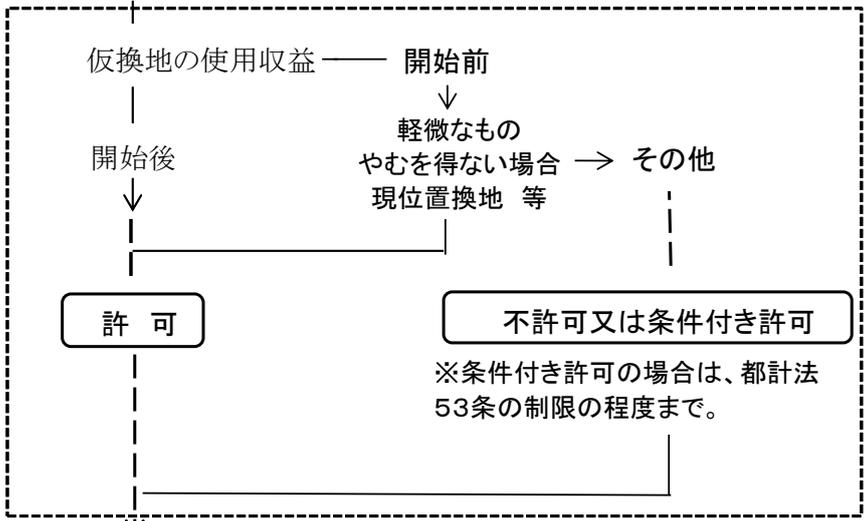
手続の流れ

①申請受付

→ ②施行者の意見書作成

- 事業へ障害の有無を判定
  - ・仮換地指定の有無
  - ・使用収益開始日の確認
  - ・移転対象の有無 等

③審査(事務取扱要領により判定)



④通知

→ 建築確認申請の合議

通知結果を記載し、建築確認申請の合議書に課長が押印する。

↓

工事着手←

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。